

まちづくり自主規制宣言

古都に燃える会

まちづくり自主規制宣言

前文

一念坂・二寧坂界隈は、古都京都らしい落ち着いたまちなみを持つ地区として高い評価を受けている。文化財保護法の伝統的建造物群保存地区制度によってそのまちなみが保存されてきただけではなく、昭和 61 年から「古都に燃える会」を発足し、地区内の景観ルール・営業マナーを自主規制として定め、各事業者が互いに規制を順守する努力を積み重ねてきた結果として、現在の独特的なまちなみが形成され、京都市民・観光客からの高い評価を得るに至った。

まちなみは、地区の共有財産であり、誇りある姿を後生に伝えていかねばならない。しかしながら、仮に、地区内の事業者のうち一人でも地区の自主規制を逸脱し、自己の利益のみを追求する行動に走ったならば、これまで統一的に構成してきたまちなみは直ちに破壊され、地区のイメージが低下し、全ての事業者の営業基盤が奪われかねない。よって、ここに平成十八年度の「古都に燃える会」総会で確認された地区の自主規制を明文化し、さらに地区のまちなみがより向上するためのルールを宣言する。

1 法令順守と近隣配慮

- 各会員は、法令・条例を順守し、営業を行う。
- 地域及び会員相互に迷惑をかける行為はしない。

2 営業に関する規制事項

- 通行客に対しての声掛け行為（不特定の人に対しての呼び込み・京都市市道上での試食の配付）を行わない。
- BGM 等の店内放送及び騒音が路上にまで及ぶ様な音量にしない。
- 一念坂・二寧坂界隈でのビラ・チラシ等を路上配布しない。又、他地域から来られた方による配布行為も行わせない。

3 車両の乗り入れに関する規制事項

- 一念坂・二寧坂界隈への人力車の乗り入れはさせない。
- 通勤・工事等の車両による路上駐車を行わない（自転車も含む）。但し、荷物の搬入・搬出に伴う一時停車はこれに適用しない。
- あらゆる工事においても午前8時～午後7時までとし、日祭日は工事を行わない。尚、工事車両による機材等の搬入・搬出は午前10時までと午後6時以降とする。但し、緊急工事に関してはこれに適用しない。

(P.7 用語解説及び P.8 条例参照)

4 屋外広告物及び景観に関する規制事項

- 京都市屋外広告物条例及び産寧坂屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画で定められた内容を順守し、違反広告物は直ちに撤去する。
- 地区にふさわしい屋外広告物のデザインを誘導するために、上記ルールに上乗せして、屋外広告物に対する色の規制を行う（P.9～P.10 参照）。
- 市の条例では、当地区における屋外広告物の表示面積の合計は、3 平方メートル以下とされているが、特定屋内広告物も屋外の公衆に表示されている広告物であるゆえ、地区内の自主規制として、特定屋内広告物の表示面積も合算し、屋外広告物と特定屋内広告物の表示面積の合計を 3 平方メートル以下とすることにする。
- 屋外広告物および特定屋内広告物に写真を用いる場合、地区内の自主規制として、その表示面積の合計を 1 平方メートル以下とする。
- 地区内で屋外広告物を新規に掲出する際は、許可申請書を市に提出する前に、計画の概要を古都に燃える会理事会に届出て事前協議を行う。理事会は、上記の色彩基準に基づき、届出を審査する。

上記の事前協議が不調に終わった場合、景観デザイン委員会を開催する。景観デザイン委員会は、広告物設置主である当事者、古都に燃える会理事 3 名、一般会員 3 名、アドバイザー 2 名によって構成する。景観デザイン委員会は、掲出予定の屋外広告物がこの地区的景観に適したものであるかを審議し、判定を下す。

- のぼり・懸垂幕・軒先からの吊り下げ式広告物による京都市市道上の空間占有を行わない。
- 京都市市道上に看板等広告物及び植木鉢等の私物による恒常的占有を行わない（道路交通法の違法行為）。
- 新規の自動販売機の屋外設置は行わない。既設のものについても隨時撤去するように努める。又、自動販売機取り扱い業者に対しては景観に配慮した姿をとる旨を伝え、働きかける。

5 ゴミ箱の設置

●飲食物をテイクアウトさせている店舗は、基本的に一年を通して、自敷地内付近において近隣景観を損なわない姿のもので、45リットル程度の大きさのゴミ箱を最低1個は常設し、管理・回収するものとする。もしくは、古都に燃える会管理の一般ゴミ用及び缶・ペットボトル用のゴミ箱1セットを管理・回収するものとする。

6 防犯・防災への協力

●電柱地中化による町内街路灯の減少に伴い、防犯・防災上の観点から会員各店舗には、夜間において門灯・外灯を点灯し、地域に協力していく。

7 「宣言」の改正手続き

●「宣言」のルールは、古都に燃える会の総会の決議により改正することができる。

8 「宣言」に適合しない行為があった場合の措置

●市民への違反の告知（看板、違反文の掲示）、会員への回覧板による違反の告知、及び古都に燃える会理事会への聴聞・資料提出を求める。

(附則) 本「宣言」は、平成21年7月1日の総会の承認を得、同日より実施する。

「暖簾」の定義

暖簾は以下の定義の①もしくは②に当てはまるものとし、定義外のものは布製広告物と見なし、屋外広告物総量規制（合計 3 m²）に算入する。また、そのデザインについては伝統的意匠かつ和風のものであり、素材は自然素材を使用しなければならない。

①暖簾

基準寸法 見附面積の 50% 以下であれば、特に定めない

※ただし、上部縫い合わせ、下部切り離しのものとする。

設置場所 人がくぐることができる 1 階入口

※人がくぐれなければならない。

色 生 地：基調色 1 色

文字・図柄：無彩色 1 色（落款等はこの限りではない。）

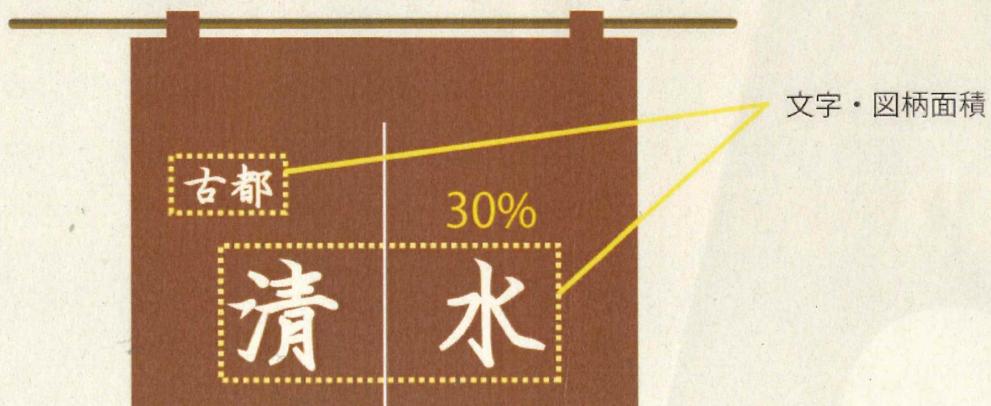
文字・柄 文字・図柄面積が暖簾面積の 30% 以内

ただし、暖簾面積が 2 m² 以上 のものは、一律 0.6 m² 以内

【測定方法】

①文字や図柄を一つの意味のかたまりごとに四角で囲む

②四角で囲まれた面積の総計が文字・図柄面積となる。



②水引暖簾

基準寸法

丈：45cm 程度 幅：軒先（庇の下）の間口全体

設置場所

軒先（庇の下）の間口全体

色

生 地：基調色 1 色

文字・図柄：無彩色 1 色（落款等はこの限りではない。）

文字・柄

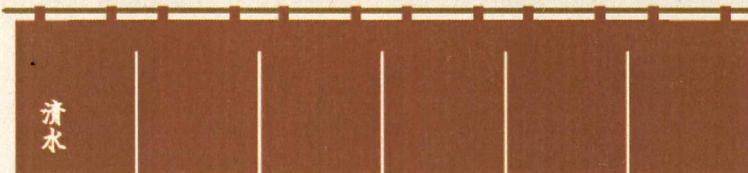
全幕数の3割以内の幕の中に文字・図柄を入れてもよい。
また、文字や図柄は均衡のとれた配置でなければならぬ
い。（※1）

その他の条件

基本的に夜間もかけっぱなしにするものである。

（※1）水引暖簾の模範例

【A】幕数：6枚 文字図柄許可枚数：1枚 ($6 \times 0.3 = 1.8$ 枚、小数点以下切り捨て)



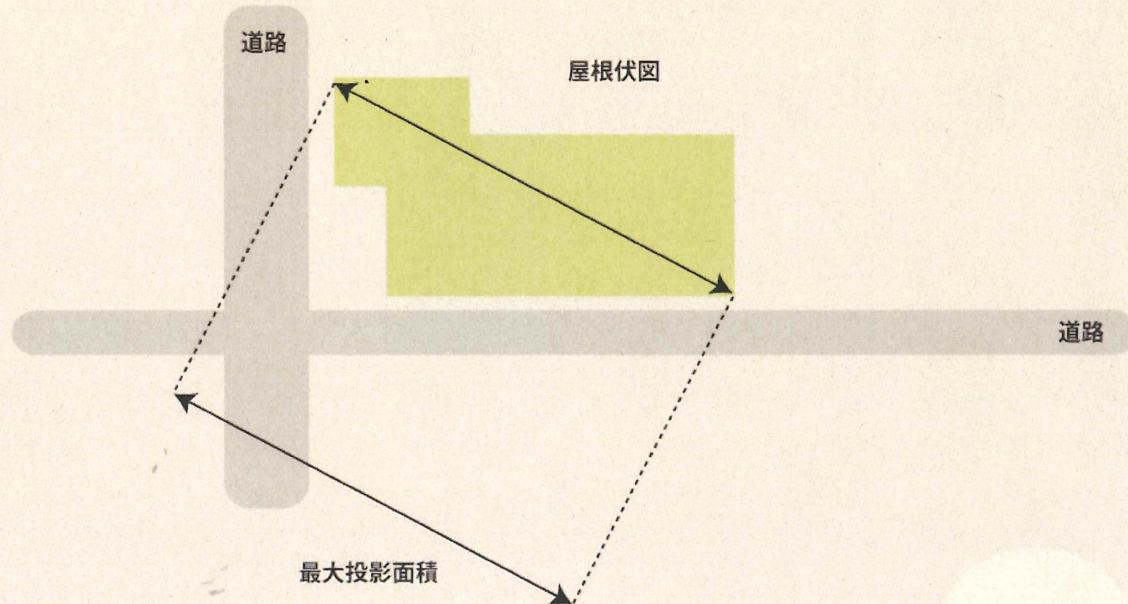
【B】幕数：11枚 文字図柄許可枚数：3枚 ($11 \times 0.3 = 3.3$ 枚、小数点以下切り捨て)



[表] 暖簾の定義と制限

	定義 以下のすべてを満たすもの	色彩 自主規制宣言に従う	面積の上限	文字・図柄の 占める割合
暖簾	①くぐることができる ②1階の出入口に設置 ③丈は70~80cm程度（半暖簾） 又は130cm程度（長暖簾） ④和風・伝統的意匠 ⑤自然素材	基調色：1色 強調色：無彩色 （ただし、落款等はこの限りではない）	全面道路からの 建物1階部分の 見附面積 （※2）に占める 割合が50%以下	総面積30%以下 かつ0.6m ² 以下
水引暖簾	①軒先（庇の下）にあって、常時 張られているもの ②間口全体に設置 ③和風・伝統的意匠 ④自然素材	基調色：1色 強調色：無彩色 （ただし、落款等はこの限りではない）	——	全幕数の3割以内の 幕の中に文字・図柄 を入れてもよい （但、文字や図柄は均 衡のとれた配置でなけ ればならない）
その他	上記に該当しないもの	屋外広告物として扱う (合計3m ² 以内)	屋外広告物として扱う (合計3m ² 以内)	——

※2「建物1階部分の見附面積」：建物の道路に面する部分のうち、鉛直投影面積
が最大となる角度から見た場合の1階部分（庇の下）の面積



用語解説

屋外広告物

屋外広告物の定義は、屋外広告物法において定められており、「常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるもの」で、看板や立て看板、ポスター、広告塔のほか、建築物の壁面に掲出されているものをいいます。内容としては、文字、商標、シンボルマーク、写真、絵画等のほか、企業等のコーポレートカラーなどイメージを喚起させるものも屋外広告物に含まれます。名称が入っていないなくても、コーポレートカラー等で着色されている壁面やテナント未入居のため白板になっている看板も屋外広告物となります。

また、営利を目的としないもの（例：「立入禁止」、「P（駐車場マーク）」）であっても屋外広告物となりますので御注意ください。

特定屋内広告物（ガラスの内外・内部でガラスからの距離・見え方等）

建築物の窓等の開口部に設けられた窓ガラス等の内側に、直接・間接的に常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物をいいます。具体的には、窓ガラスの内側からポスターやシートを張る場合や、窓ガラスを隔てた建築物の内壁に文字等を表示する場合、それらは特定屋内広告物になります。窓ガラスからの距離については、建築物の規模等様々な状況によって異なり、厳密に「ガラスから何m以下は特定屋内広告物になる。」といった一律の基準はありませんが、屋外の公衆に見えるように又は見せる目的で建築物の内側から表示する広告物は特定屋内広告物に該当します。

条例による広告物の規制

当該地区の屋外広告物等の色・形態・意匠に関して、「京都市屋外広告物条例」では以下のような制限が設けられています。

色の規制 (全種類)

表示面の下地の色が、白色、薄い灰色、薄いクリーム色、薄い茶色その他の落ち着いた色又は木若しくは石その他の自然の素材の色を使用したものであること。

文字、記号又は図の部分の色が、表示面の下地の色と不調和でないこと。

形態及び意匠の規制 (全種類)

和風の雰囲気をもっていること、その他この地区内の景観の特性に調和していること。

産寧坂屋外広告物等特別規制地区の許可基準(数値関係)の一覧表

屋外広告物又は掲出物件の種類ごとに定める基準の項目の数値が、下記の表に掲げる数値以下であること。

屋外広告物の種類	基準の項目	数値基準	
全種類	区画内における合計面積	3 m ²	
建築物等定着型屋外広告物	全種類	最上部の高さ 合計面積	6 m 2 m ²
	突出型屋外広告物等	出幅	1 m
	ひさし看板等	定着する屋外、軒又はひさしの面の高さに対するひさし看板等の高さの割合	20/100
	自動販売機	表示面積の合計	0.1 m ²
	ポスター、はり紙及びはり札	1個当たりの面積	1 m ²
	上記で定めがないもの	1個当たりの面積	2 m ²
	全種類	区画内で表示する屋外広告物等の総面積	2 m ²
独立型屋外広告物等	一本支柱型	最上部の高さ	4 m
		表示面1面当たりの面積	1 m ²
		支柱の中心線から表示面の端までの距離	1 m
		最上部の高さに対する最下部の高さの割合	1/2以上 (ただし、最上部の高さが2.5m以下のものは除く)
	多本支柱型及び広告塔	最上部の高さ	2.5 m
		表示面1面当たりの面積	2 m ²
		幅	2 m
	広告スタンド	最上部の高さ	1.5 m
		表示面1面当たりの面積	1 m ²
	立て看板	最上部の高さ	2 m
		表示面1面当たりの面積	1 m ²
	のぼり	区画内におけるのぼりの総面積	2 m ²
		区画内における他ののぼりとの距離	10 m
アドバルーンにより表示するもの	設置を認めない		

※点滅式照明、可動式照明は禁止

屋外広告物に使用できる色

屋外広告物に使用できる色は「一般の広告物」と「暖簾」ごとに、それぞれ下表の通り「基調色」と「強調色」の2段階で定めます。

色彩群

広告物の種類				
	一般の広告物	暖簾		
	基調色	強調色	基調色	強調色
I 基調色（一般） 広告物の表示面の下地の色	●	●	●	
II 強調色（一般） 広告物の文字、記号又は図の色		●	●	
III 基調色（暖簾） 暖簾の下地の色			●	
IV 強調色（暖簾） 暖簾の文字、記号又は図の色				●

I 基調色（一般）

広告物の表示面の下地の色は、以下のうちの1色とする。

こげちゃ /N777 C75 M80 Y93 K10 7.2 YR 2.6 / 1.8	はいじろ /N946 C8 M7 Y10 K0 6.4 Y 8.5 / 0.4	なまりいろ /N955 C76 M60 Y53 K0 2.3 PB 4.0 / 1.9	
けんぼういろ /N778 C85 M90 Y95 K25 9.1 YR 1.7 / 1.8	ぎんねず /N947 C20 M16 Y18 K0 3.0 GY 7.5 / 0.1	せきばんいろ /N957 C30 M21 Y18 K70 8.5 B 3.4 / 0.5	
しろいろ /N782 C5 M14 Y30 K0 9.9 YR 8.0 / 2.5	さくらねず /N948 C22 M26 Y26 K0 9.4 R 7.0 / 1.2	けしづみいろ /N958 C45 M30 Y25 K85 0.4 PB 2.4 / 0.6	
ページュ /N784 C16 M24 Y38 K0 0.1 Y 7.3 / 2.4	はいいろ /N950 C32 M31 Y46 K0 0.7 Y 6.5 / 1.2	くりいろ /N959 C84 M95 Y96 K10 4.4 YR 2.1 / 1.2	
しらちゃ /N785 C23 M27 Y44 K0 0.5 Y 6.9 / 2.3	あくいろ /N951 C38 M37 Y45 K0 0.5 Y 5.8 / 1.2	すみいろ /N960 C90 M83 Y85 K80 1.2 PB 1.6 / 0.7	
あまいろ /N786 C18 M35 Y55 K0 8.8 YR 6.9 / 3.9	にびいろ /N952 C72 M67 Y75 K0 9.9 YR 3.9 / 1.1	ぶんじんちゃ /N980 C78 M85 Y90 K0 4.0 YR 3.0 / 1.4	
くろむらさき /N933 C90 M92 Y88 K10 7.3 P 1.9 / 1.9	りきゅうねず /N953 C58 M39 Y55 K0 0.4 G 5.2 / 1.3	無彩色（白～灰～黒）	
にゅうはく /N945 C3 M5 Y12 K0 3.6 Y 8.9 / 1.1	すねず /N954 C56 M43 Y42 K0 9.0 B 5.0 / 0.3		

各色に付した記号・数値
上段=DIC カラーガイド No.
中段=4色網点% (参考値)
下段=マンセル値 (参考値)

II 強調色 (一般) 広告物の文字、記号又は図の色は、基調色(一般)及び以下のうちの2色以内とする。

はいざくら /N718 C13 M28 Y22 K0 8.4 R 7.4 / 2.3	りきゅうしらちや /N812 C25 M24 Y47 K0 5.0 Y 6.9 / 2.2	あいねず /N901 C73 M50 Y42 K0 1.2 PB 4.3 / 2.5	はとばねず /N956 C56 M47 Y40 K0 3.2 P 4.9 / 1.3
けしあか /N730 C55 M70 Y60 K0 6.0 R 4.4 / 3.1	おいたけいろ /N821 C54 M40 Y65 K0 5.5 GY 5.2 / 2.4	こんねず /N902 C85 M65 Y53 K0 5.1 PB 3.2 / 2.5	こがれちゃ /N975 C60 M74 Y90 K0 6.8 YR 3.8 / 2.9
とびいろ /N764 C55 M70 Y85 K0 4.9 YR 4.0 / 3.3	やまばといろ /N822 C60 M50 Y78 K0 2.9 GY 4.9 / 3.0	ふじねず /N913 C41 M37 Y15 K0 0.7 P 5.9 / 3.6	ぎんすたけ /N976 C58 M66 Y83 K0 7.1 YR 4.6 / 3.1
しゅろいろ /N765 C62 M75 Y90 K0 5.3 YR 3.4 / 3.3	おいみどり /N823 C68 M50 Y80 K0 0.8 GY 4.3 / 2.0	はとばむらさき /N914 C72 M62 Y40 K0 0.2 P 3.9 / 3.7	うめちゃ /N979 C45 M59 Y85 K0 8.8 YR 5.1 / 4.2
ココアいろ /N766 C73 M78 Y85 K0 3.3 YR 3.2 / 1.7	オリーブドラブ /N824 C78 M70 Y95 K0 8.5 Y 3.2 / 2.0	ぶどうねず /N915 C80 M72 Y63 K0 1.8 P 3.1 / 1.9	りかんちゃ /N983 C70 M75 Y95 K0 0.4 Y 3.5 / 2.5
なまかべいろ /N773 C40 M56 Y77 K0 0.1 Y 5.4 / 3.9	まっちゃいろ /N838 C33 M23 Y65 K0 2.1 GY 6.8 / 3.5	はいむらさき /N931 C61 M58 Y46 K0 4.7 P 4.3 / 2.0	くわぞめ /N984 C22 M30 Y53 K0 1.2 Y 6.9 / 3.2
ふしいろ /N774 C52 M54 Y70 K0 0.1 Y 4.8 / 2.3	ちぐさねず /N858 C70 M47 Y70 K0 1.9 G 4.7 / 2.3	けしむらさき /N932 C73 M74 Y63 K0 8.0 P 3.4 / 1.9	ねぎしいろ /N987 C57 M46 Y62 K0 0.3 GY 5.2 / 1.4
くちばいろ /N775 C60 M70 Y95 K0 7.9 YR 4.1 / 3.3	なんどねず /N867 C88 M65 Y68 K0 9.0 BG 3.0 / 2.1	うめねず /N943 C48 M60 Y50 K0 7.7 RP 4.9 / 3.3	あおしろつるばみ /N989 C23 M19 Y43 K0 8.4 Y 7.2 / 2.4
すすたけいろ /N776 C72 M80 Y95 K0 9.1 YR 2.8 / 3.0	あさぎねず /N879 C48 M23 Y26 K0 5.8 B 6.0 / 2.4	ぼたんねず /N944 C60 M73 Y54 K0 5.4 RP 3.9 / 3.0	きくじん /N991 C56 M46 Y74 K0 3.3 GY 5.1 / 2.5
すないろ /N800 C22 M26 Y46 K0 2.6 Y 6.9 / 2.4	はいあお /N900 C62 M43 Y30 K0 2.9 PB 4.9 / 3.3	ふかがわねず /N949 C37 M24 Y25 K0 0.7 PB 6.4 / 1.5	あおにび /N997 C93 M84 Y67 K15 1.3 PB 2.5 / 2.9

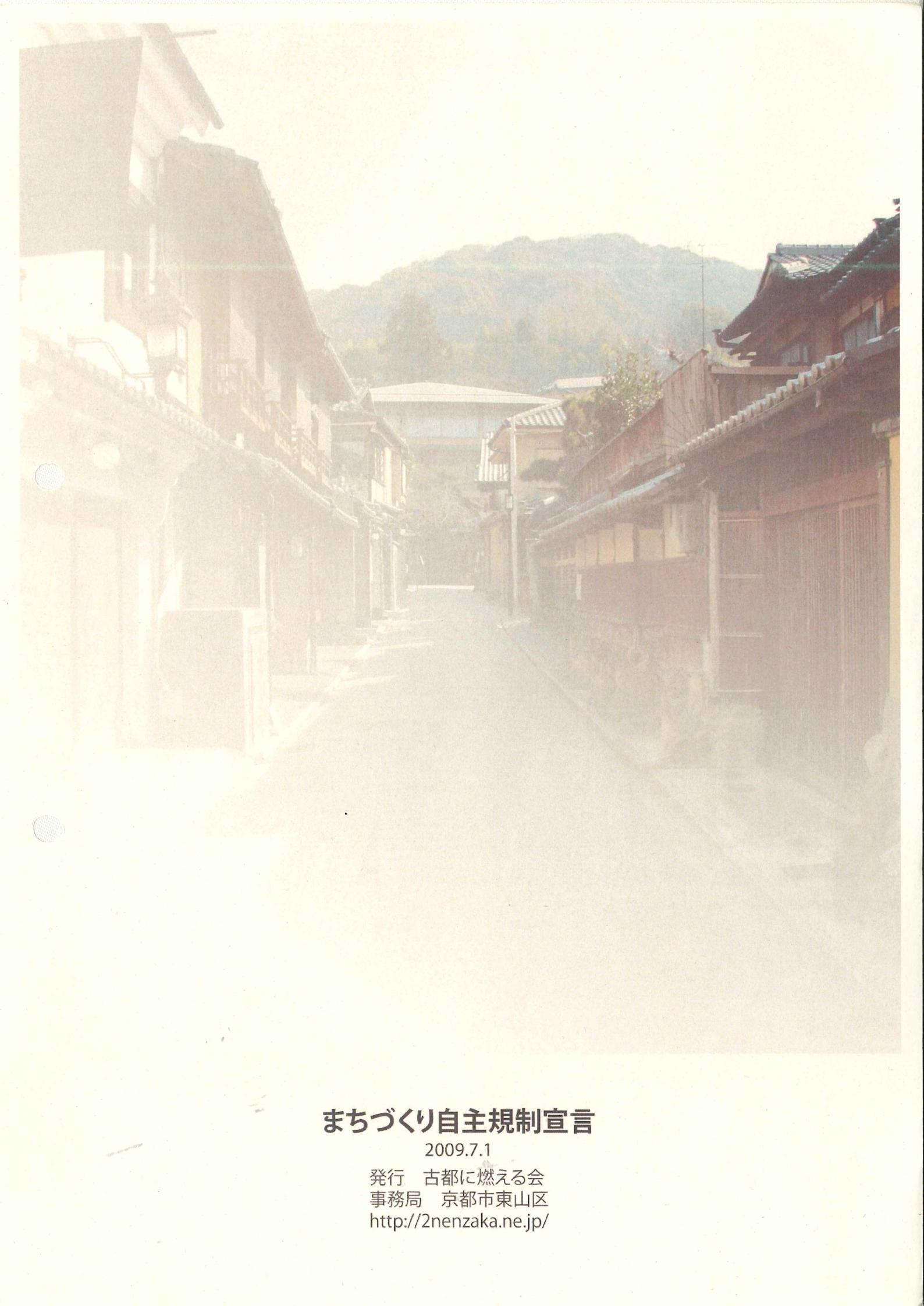
III 基調色 (暖簾)

暖簾の下地の色は基調色(一般)、強調色(一般)及び以下のうちの1色とする。

えびちゃ /N755 C63 M95 Y95 K0 6.9 R 2.7 / 6.1	みるあい /N854 C95 M80 Y95 K0 0.1 BG 1.9 / 3.5	なすこん /N912 C90 M92 Y60 K0 2.7 P 2.3 / 4.8
マルーン /N756 C70 M90 Y93 K0 1.5 YR 2.4 / 4.2	てついろ /N868 C100 M86 Y95 K10 4.9 BG 1.8 / 3.8	くわのみいろ /N928 C82 M90 Y68 K0 8.6 P 2.3 / 4.7
くりかわいろ /N762 C65 M86 Y95 K0 4.2 YR 2.8 / 4.2	なんどいろ /N885 C99 M60 Y55 K0 5.4 B 3.2 / 5.0	こきむらさき /N929 C87 M95 Y78 K0 0.1 RP 1.9 / 4.5
ひわだいろ /N763 C75 M88 Y95 K0 3.4 YR 2.4 / 3.3	こきはなだ /N897 C100 M67 Y26 K0 0.6 PB 2.9 / 7.9	プラム /N941 C70 M100 Y64 K0 3.9 RP 2.8 / 6.3
カーキ /N799 C38 M43 Y88 K0 2.4 Y 5.5 / 5.1	てつこん /N898 C100 M80 Y65 K30 8.6 B 1.7 / 4.1	しこいろ /N942 C82 M97 Y75 K0 2.8 RP 2.5 / 3.7
せんざいみどり /N853 C93 M73 Y100 K0 9.9 GY 2.8 / 4.3	こんいろ /N899 C100 M98 Y41 K0 7.0 PB 2.0 / 7.2	こいろ /N1000 C82 M95 Y90 K0 0.5 R 2.6 / 2.6

IV 強調色 (暖簾)

暖簾の文字、記号又は図の色は無彩色(白~灰~黒)とする。
ただし、落款及びそれに類するものの色はその限りでない。



まちづくり自主規制宣言

2009.7.1

発行 古都に燃える会
事務局 京都市東山区
<http://2nenzaka.ne.jp/>